

売買春に係る規制の在り方検討会 第1回会議配布資料	4
------------------------------	---

売春防止法の制定・主要な改正の経緯等

売春防止法の制定・主要な改正の経緯等

昭和23年

売春等処罰法案（売買春自体の処罰規定（注1）を含むもの（注2））が提出されるも、不成立

（注1）売買春をした者を6月以下の懲役若しくは5千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に、常習として売春をした者を2年以下の懲役又は1万円以下の罰金に、それぞれ処するもの。

（注2）なお、売春防止法第5条（勧誘等）と同様の処罰規定はなかった。

昭和28年から昭和30年まで

複数回にわたり、売春等処罰法案（売買春自体の処罰規定（注3）を含むもの）が提出されるも、いずれも不成立

（注3）昭和23年に提出された法案と、一部法定刑を異にしており、例えば、昭和30年に提出された法案では、売買春をした者に対する法定刑は、1万円以下の罰金又は拘留若しくは科料（常習として売春をした者については、6月以下の懲役又は3万円以下の罰金）とされていた。

昭和31年

売春防止法成立（売買春自体の処罰規定を含まず）（注4）

（注4）総則及び刑事処分に関する規定のほか、保護更生（婦人相談所を設置するなどして要保護女子の保護更生を図るものであり、本人の承諾を前提とするもの）に関する規定が設けられていた。

昭和33年

売春防止法改正（補導処分（注5）の導入）

（注5）補導処分は、売春防止法第5条（勧誘等）の罪を犯した女性を対象とし、婦人補導院に収容し、更生のために必要な補導を行うものであり、本人の承諾を前提とせず、自由刑の執行を猶予する場合に言い渡し得るものとされていた。

平成3年

売春防止法第5条（勧誘等）の罰金額（1万円以下）について、2万円以下とする取扱いに変更（注6）

（注6）経済事情の変動に伴う罰金等の額に関する特例を定める罰金等臨時措置法が改正され、罰金について、その多額が2万円に満たないときはこれを2万円とすることとされたことによる。

令和4年

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律により、売春防止法のうち保護更生及び補導処分に関する規定を削除
- 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律により、売春防止法のうち懲役刑を拘禁刑に改めるとともに、第5条（勧誘等）の罰金額を「1万円以下」から「2万円以下」に改正